

浜の活力再生プラン

(第2期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	島根県地域水産業再生委員会
代表者名	会長 岸 宏 (漁業協同組合 JFしまね 代表理事長)

再生委員会の構成員	漁業協同組合 JFしまね、島根県農林水産部、益田市、浜田市、江津市、大田市、出雲市、松江市、隠岐の島町、西ノ島町、知夫村
オブザーバー	無し

※再生委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	隠岐の島町地区(JFしまね西郷支所管内) 漁業者合計 216経営体 中型まき網漁業4経営体、かご漁業8経営体、 定置網漁業3経営体、一本釣り漁業、いか釣り漁業、さし網漁業、採介藻漁業 他
-----------------------	--

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

隠岐の島町は、島根県の北東・島根半島から約 80km の海上にあって隠岐諸島中最大の面積と人口を有する島「島後」に位置し、更に西北約 158km にある竹島は隠岐の島町に属する。

対馬暖流域の魚類の回遊路にあたり、恵まれた天然礁の存在と相まって、周辺には日本海有数の好漁場が広がっている。

水産業が古くから地域の基幹産業となっており、平成 30 年の漁獲金額約 60 億円及び漁獲量約 5 万 2 千トンの水揚げを誇る。この内まき網漁業が漁獲量で約 95%、金額で約 74%を占めている。また、ズワイガニ・ベニズワイガニ・エッチェウバイを漁獲する「かご漁業」の存在が地域漁業の特徴でもある。

漁業への依存度が大きい地域である。しかしながら、近年は高齢化の進行が著しく、特に一本釣り等の自営漁業では 60 才以上の占める割合が約 95%に達している。人口減少が続く離島の町にとっては、定住人口の確保の面からも、水産業の振興は極めて重要な課題となっている。

まき網漁業やカニかご漁業の一部では、漁獲物は各経営体が所有する運搬船により漁場から直接本土に陸揚げされるが、その他の漁業にあっては、一旦 JF しまね西郷支所に集荷してから鮮魚運搬船あるいはフェリーによって出荷しなければならず、輸送コストの負担や長時間輸送による鮮度低下など、離島特有の流通ハンデを背負っている。

これらに加え、近年の魚価の低迷や燃油高騰等による操業コストの増加は、離島の漁業経営をより一層困難な状況に追い込んでいる。

このため、隠岐の島町の水産業の維持・再生を図るには、離島のハンデを克服することによる漁業所得の向上と安定が不可欠である。流通コストの削減、活けメや低温・冷蔵冷凍技術を活用した高鮮度化による魚価向上対策、一次処理や加工品開発等による付加価値向上対策等について、漁業者をはじめとして関係機関が連携して取り組む必要がある。

また、町内には島根県立隠岐水産高等学校があり、生徒の柔軟な発想に基づく特産品開発や、地元漁業現場での実習等を通じた担い手育成に取り組んでいる。水産業や地域の活性化に水産高校を活用できることは隠岐の島町の大きなメリットであり、引き続き教育機関と地域とが一体となった活動の展開が期待されている。

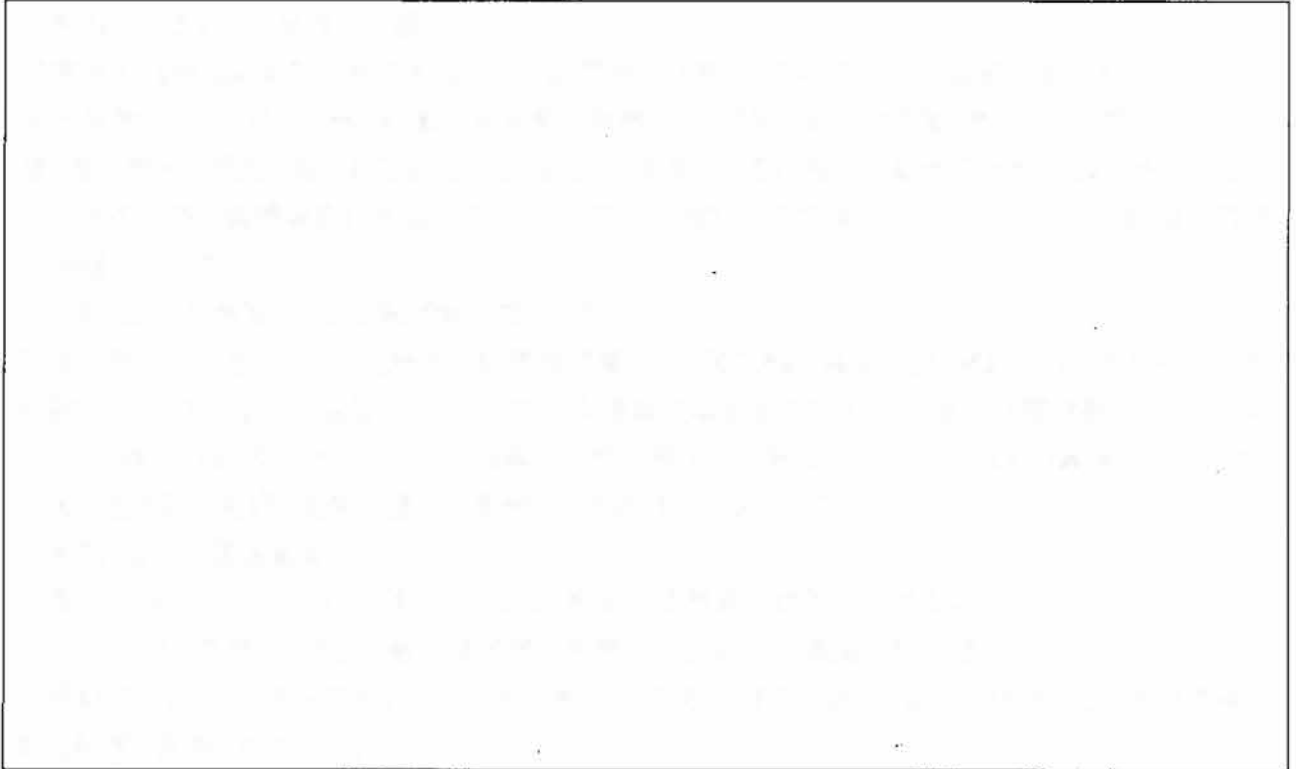
基幹漁業のまき網漁業にあっては、全ての経営体で運搬船の老朽化が進行し代船の取得が急務となっている。しかし、全国的なまき網経営体の減少のため中古船がほとんど存在しておらず、7~8 億円とされる建造費が運搬船更新の大きな課題となっており、行政機関も交えた対策や支援策等の検討が求められているが、近年は、国の漁船リース事業等の活用で、一部では漁船の更新が行われている。

(2) その他の関連する現状等

- ・隠岐島は平成 25 年 9 月に「世界ジオパーク」に認定されたことから、島外からの交流人口の拡大が期待されており、観光振興と連携した水産業や水産物の活用策が求められている。
- ・隠岐の島町は、竹島を有する国境離島の位置付けにあり、水産業は海上の監視活動や保安対策等においても重要な役割を担っている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等



(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

離島の基幹産業である水産業の活性化と、これによる定住人口の維持・増加につなげるため、高齢化に対応した生産基盤の整備及び環境改善、流通の合理化や漁獲物の付加価値向上対策等を推進し、漁業所得の向上と漁業就業者の確保育成を図る。

まき網やかご漁業等の雇用型漁業においては、適切な資源管理への取り組みや、漁船の円滑な更新対策の検討等を推進し、漁業経営の安定化による漁業生産と雇用の維持・増大に努める。

①流通の合理化、魚価向上対策(付加価値向上、消費者ニーズに合致した商品づくり)

- ・高鮮度化技術の普及、新たな加工品等の開発と販路の開拓
- ・地産地消及び魚食普及の推進
- ・安定供給のためのストック機能強化(冷凍・冷蔵庫、蓄養水槽 等)や加工施設の整備の検討
- ・6次産業化や島内消費拡大(観光連携 等)に向けた取り組みの推進

②漁業・漁村の活性化と漁業就業者の確保・育成

- ・イワガキ・ワカメ等の養殖振興や、漁業の複合経営による生産量の向上
- ・各種支援制度を活用した新規就業者の確保・育成の推進
- ・海岸や漁場の清掃活動等による環境保全の推進
- ・水高生による加工品開発や生徒の漁業現場実習等、水産高校と連携した地域振興対策の展開

③漁業・漁村の基盤整備

- ・漁港漁村の防災対策や漁港施設の機能保全
- ・漁業関連施設の新設・改修の検討
- ・老朽化した漁船の更新
- ・省エネ型技術や機器の導入促進
- ・水産資源の管理対策の推進

漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

漁業法をはじめ県漁業調整規則、漁業調整委員会指示等、関係法令を遵守するとともに、漁業種ごとに策定した資源管理計画の自主的管理措置により、資源の維持増大と漁業秩序の維持を図っている。

※プランの取り組みに関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容(毎年ごとに数値目標とともに記載)

(具体的な取組内容については、取組の進捗状況や得られた成果等を踏まえ必要に応じて見直す事とする。)

1年目(令和2年度) 所得向上(基準年比)12.1%

漁業収入向上のための取組	<p>① 魚価、付加価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・まき網漁業者は、主な水揚げ港である境港が平成 31 年から高度衛生管理型市場となったことから、市場における衛生管理体制と連携し、漁獲直後から魚体の冷やし込みの徹底を図ることにより、市場の機能を十分に発揮できるようにして魚価の向上を図る。・ずわいがにかご漁業者は、これまで行ってきた小型ガニ漁獲防止のためのリング装着、水ガニの採捕数・時期の制限、漁獲可能量の遵守等の資源管理の取組により、資源量は回復傾向であることから、今後は漁獲可能量の増加が見込まれる。あわせて、ブランド化を進めている「隠岐松葉がに」の販売促進により、魚価の向上を図る。・ばいかご漁業者は、漁獲物のサイズごとに「大」、「小」、「豆」の 3 銘柄に選別して出荷していたものの、各船の選別基準が十分に統一されていなかったため買い受け人の評価が低かったことから、乗組員の研修等により規格のばらつきをなくし、魚価の向上を図る。・一本釣り漁業者は、タイ類等の中高級魚を対象に鮮度保持の取組(活〆、殺菌冷海水処理、低温管理の徹底等)を実施して魚価向上を図る。本年度は、対象魚種をタイ・ハタ類に選定し、魚種毎の処理・鮮度保持方法を決定し、特に漁場から出荷箱詰めまでの保存方法について、現在の発泡資材の保冷箱から高性能クーラーに順次切り替える。・町と漁協は、漁業者と連携し県の協力の下で既存の水産加工品(エッチュウパイ等)についてボイル等加工手法の改善を図るとともに、水産高校や研究機関等とも連携して未利用魚を利用する等の新たな特産品・土産品の開発に取り組み付加価値向上につなげる。新たな特産品等の開発においては、パイヤー等の意見を聴取し取り入れる。・町が中心となり、漁協と町内の飲食店や宿泊業者との連携を図り、水産物の観光食材への利用促進と消費拡大による魚価向上を図る。漁協は町内の飲食店や宿泊業者に地元水産物の活用を呼びかけ、時期により提供できる魚種や漁獲状況等の情報を提供していく。・漁業者は、漁協・町・県と連携して、シーフードショー等の商談会やしまねふるさとフェア等の集客イベントに参加する等、販路拡大や誘客を図るための活動を展開する。 <p>② 漁場の生産力維持・向上</p> <p>漁業者は漁協等の協力を得て、マダイ、カサゴ、クエ、キジハタ、アワビ等の種苗放流や漁場監視、海岸清掃、藻場造成等に取り組むことで、漁場環境の保全や資源の維持・増大に努める。</p> <p>③ 漁業就業者の確保・育成</p> <p>漁協・町・県が連携し、各種の新規漁業就業者支援事業を活用することで、まき網等の乗組員や沿岸自営漁業への新規就業者を対象として漁業技術の習得やその後の定着を支援するとともに、水高生等の就業や UI ターン者などの受け入れに努める。</p> <p>④ 漁業経営の安定化</p>
--------------	--

	<p>漁業者グループが開始したイワガキ養殖については、漁協等の協力を得て、販路の拡大や生産方法の改良等を行いつつ、沿岸漁業の複合経営化を推進するため、さらにその振興を図る。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>①燃油価格高騰対策 漁協は、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入促進を継続し、燃油高騰時の経営安定対策として活用する。</p> <p>②省燃油活動の推進 漁業者は、減速航行の徹底、定期的な船底清掃の実施による船体抵抗の低減化、集魚灯の適正利用、積載物の軽量化等の省燃油活動に取り組み、燃油消費の抑制を図る。</p> <p>③省エネ機器等の導入の検討 漁業者による省エネ機関・機器等の導入を進め、漁業経費の低減化を図る。</p> <p>④輸送経費の低減 漁協は、鮮魚運搬船の安定的・効率的な運航に努め、漁業者の輸送コスト負担の低減を図る。</p> <p>⑤生産基盤の整備・保全、環境改善 漁業者は漁協・県・町と連携して、フォークリフトなどの整備により水揚げや荷捌き作業を軽労化することで作業時間を短縮し、漁業経費の削減化を図る。</p>
活用する支援措置等	<p>水産業強化支援事業、漁業経営セーフティーネット構築事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業、水産多面的機能発揮対策事業、離島漁業再生支援交付金、新規漁業就業者総合支援事業、水産業体質強化総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)、特定有人国境離島漁村支援交付金、県の担い手事業</p>

2年目(令和3年度)所得向上(基準年比)22.9%

漁業収入向上のための取組	<p>① 魚価、付加価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まき網漁業者は、市場における衛生管理体制と連携し、漁獲直後から魚体の冷やし込みの徹底を継続する。 ・ずわいがにかご漁業者は、資源管理の取組を継続することにより資源の回復及び漁獲量の増加に努めるとともに、ブランド化を進めている「隠岐松葉がに」の販売促進を継続する。 ・ばいかご漁業者は、乗組員の研修等により規格の統一化を継続する。 ・一本釣り漁業者は、タイ類等の中高級魚を対象に鮮度保持の取組(活〆、殺菌冷海水処理、低温管理の徹底等)を実施して魚価向上を図る。本年度は、前年度に対象魚種に選定したタイ・ハタ類の処理・鮮度保持方法を実践し、特に漁場から出荷箱詰めまでの保存方法について、現在の発泡資材の保冷箱から高性能クーラーへの切り替えを進める。 ・町と漁協は、漁業者と連携し県の協力の下で既存の水産加工品についてボイル等の加工手法の改善を図るとともに、水産高校や研究機関等とも連携して未利用魚を利用する等の新たな特産品・土産品の開発に取り組み付加価値向上につなげる。新たな特産品等の開発においては、バイヤー等の意見を聴取し取り入れる。 ・町が中心となり、漁協と町内の飲食店や宿泊業者との連携を図り、水産物の観光食材への利用促進と消費拡大による魚価向上を図る。漁協は町内の飲食店や宿泊業者に地元水産物の活用を呼びかけ、時期により提供できる魚種や漁獲状況等の情報を提供していく。 ・漁業者は、漁協・町・県と連携して、シーフードショー等の商談会やしまねふるさとフェア等の集客イベントに参加する等、販路拡大や誘客を図るための活動を展開する。 <p>②漁場の生産力維持・向上</p> <p>漁業者は漁協等の協力を得て、マダイ等の種苗放流や漁場監視、海岸清掃、藻場造成等に取り組むことで、漁場環境の保全や資源の維持・増大に努める。</p> <p>③漁業就業者の確保・育成</p> <p>漁協・町・県が連携し、各種の新規漁業就業者支援事業を活用することで、まき網</p>
--------------	---

	<p>等の乗組員や沿岸自営漁業への新規就業者漁業技術の習得やその後の定着を支援するとともに、水高生等の就業やUIターン者などの受け入れに努める。</p> <p>④漁業経営の安定化 漁業者グループが開始したイワガキ養殖については、漁協等の協力を得て、販路の拡大や生産方法の改良等を行いつつ、沿岸漁業の複合経営化を推進するため、さらにその振興を図る。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>①燃油価格高騰対策 漁協は、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入促進を継続し、燃油高騰時の経営安定対策として活用する。</p> <p>②省燃油活動の推進 漁業者は、減速航行の徹底、定期的な船底清掃の実施による船体抵抗の低減化、集魚灯の適正利用、積載物の軽量化等の省燃油活動に取り組み、燃油消費の抑制を図る。</p> <p>③省エネ機器等の導入の検討 漁業者による省エネ機関・機器等の導入を進め、漁業経費の低減化を図る。</p> <p>④輸送経費の低減 漁協は、鮮魚運搬船の安定的・効率的な運航に努め、漁業者の輸送コスト負担の低減を図る。</p> <p>⑤生産基盤の整備・保全、環境改善 漁業者は漁協・県・町と連携して、引き続き生産基盤の整備・保全及び軽労化施設整備などの環境改善により漁業経費の削減化を図る。</p>
活用する支援措置等	<p>水産業強化支援事業、漁業経営セーフティーネット構築事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業、水産多面的機能発揮対策事業、離島漁業再生支援交付金、漁業人材育成総合支援事業、水産業体質強化総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)、特定有人国境離島漁村支援交付金、県の担い手事業</p>

3年目(令和4年度)所得向上(基準年比)33.9%

漁業収入向上のための取組	<p>①魚価、付加価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まき網漁業者は、市場における衛生管理体制と連携し、漁獲直後から魚体の冷やし込みの徹底を継続する。 ・ずわいがにかご漁業者は、資源管理の取組を継続することにより資源の回復及び漁獲量の増加に努めるとともに、ブランド化を進めている「隠岐松葉がに」の販売促進を継続する。 ・ばいかご漁業者は、統一した規格の出荷を継続し、魚価の向上を図る。 ・一本釣り漁業者は、タイ類等の中高級魚を中心とした鮮度保持の取組(活〆、殺菌冷海水処理、低温管理の徹底等)を継続するとともに、引き続き、発泡資材の保冷箱から高性能クーラーへの切り替えを進める。また、2年間の実施の結果を踏まえ、対象を全魚種に拡大する。 ・町と漁協は、漁業者と連携し県の協力の下で既存の水産加工品について、必要に応じて改善を継続するとともに、水産高校や研究機関等とも連携して未利用魚を利用する等の新たな特産品・土産品の開発に取り組み付加価値向上につなげる。新たな特産品等の開発においては、バイヤー等の意見を聴取し取り入れる。2年間の実施の結果を踏まえ、新たな特産品について試作品を販売し、消費者の評価を調査する。 ・町が中心となり、漁協と町内の飲食店や宿泊業者との連携を図り、水産物の観光食材への利用促進と消費拡大による魚価向上を図る。漁協は町内の飲食店や宿泊業者に地元水産物の活用を呼びかけ、時期により提供できる魚種や漁獲状況、提供可能な分量等の情報を提供していく。 ・漁業者は、漁協・町・県と連携して、シーフードショー等の商談会やしまねふるさとフェア等の集客イベントに参加する等、販路拡大や誘客を図るための活動を展開する。 <p>② 漁場の生産力維持・向上</p>
--------------	---

	<p>漁業者は漁協等の協力を得て、マダイ等の種苗放流や漁場監視、海岸清掃、藻場造成等に取り組むことで、漁場環境の保全や資源の維持・増大に努める。</p> <p>③漁業就業者の確保・育成 漁協・町・県が連携し、各種の新規漁業就業者支援事業を活用することで、まき網等の乗組員や沿岸自営漁業への新規就業者漁業技術の習得やその後の定着を支援するとともに、高生等の就業やUIターン者などの受け入れに努める。</p> <p>④漁業経営の安定化 漁業者グループが開始したイワガキ養殖については、漁協等の協力を得て、販路の拡大や生産方法の改良等を行いつつ、沿岸漁業の複合経営化を推進するため、さらにその振興を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取り組み</p>	<p>①燃油価格高騰対策 漁協は、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入促進を継続し、燃油高騰時の経営安定対策として活用する。</p> <p>②省燃油活動の推進 漁業者は、減速航行の徹底、定期的な船底清掃の実施による船体抵抗の低減化、集魚灯の適正利用、積載物の軽量化等の省燃油活動に取り組み、燃油消費の抑制を図る。</p> <p>③省エネ機器等の導入の検討 漁業者による省エネ機関・機器等の導入を進め、漁業経費の低減化を図る。</p> <p>④輸送経費の低減 漁協は、鮮魚運搬船の安定的・効率的な運航に努め、漁業者の輸送コスト負担の低減を図る。</p> <p>⑤生産基盤の整備・保全、環境改善 漁業者は漁協・県・町と連携して、引き続き生産基盤の整備・保全及び軽労化施設整備などの環境改善により漁業経費の削減化を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産業強化支援事業、漁業経営セーフティーネット構築事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業、水産多面的機能発揮対策事業、離島漁業再生支援交付金、漁業人材育成総合支援事業、水産業体質強化総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)、特定有人国境離島漁村支援交付金、県の担い手事業</p>

4年目(令和5年度)所得向上(基準年比)44.8%

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>①魚価、付加価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まき網漁業者は、市場における衛生管理体制と連携し、漁獲直後から魚体の冷やし込みの徹底を継続する。 ・ずわいがにかご漁業者は、資源管理の取組を継続することにより資源の回復及び漁獲量の増加に努めるとともに、ブランド化を進めている「隠岐松葉がに」の販売促進を継続する。 ・ばいかご漁業者は、統一した規格の出荷を継続し、魚価の向上を図る。 ・一本釣り漁業者は、タイ類等の中高級魚を中心とし、漁業者が鮮度保持の取組(活〆、殺菌冷海水処理、低温管理の徹底等)を継続するとともに、引き続き、発泡資材の保冷箱から高性能クーラーへの切り替えを進める。これまでの成果を踏まえ、また、取組の手法を再度漁業者が確認することによりその徹底を図る。 ・町と漁協は、漁業者と連携し県の協力の下で既存の水産加工品について、必要に応じて改善を図るとともに、水産高校や研究機関等とも連携して未利用魚を利用する等の新たな特産品・土産品の開発に取り組み付加価値向上につなげる。新たな特産品等の開発においては、パイヤー等の意見を聴取し取り入れる。新たな特産品について、引き続き試作品を販売し、消費者の評価を調査する。 ・町が中心となり、漁協と町内の飲食店や宿泊業者との連携を図り、水産物の観光食材への利用促進と消費拡大による魚価向上を図る。漁協は町内の飲食店や宿泊業者に地元水産物の活用を呼びかけ、時期により提供できる魚種や漁獲状況、提供可能な分量等の情報を提供していく。
---------------------	--

	<p>・漁業者は、漁協・町・県と連携して、シーフードショー等の商談会やしまねふるさとフェア等の集客イベントに参加する等、販路拡大や誘客を図るための活動を展開する。</p> <p>②漁場の生産力維持・向上 漁業者は漁協等の協力を得て、マダイ等の種苗放流や漁場監視、海岸清掃、藻場造成等に取り組むことで、漁場環境の保全や資源の維持・増大に努める。</p> <p>③漁業就業者の確保・育成 漁協・町・県が連携し、各種の新規漁業就業者支援事業を活用することで、まき網等の乗組員や沿岸自営漁業への新規就業者漁業技術の習得やその後の定着を支援するとともに、水高生等の就業やUターン者などの受け入れに努める。</p> <p>④漁業経営の安定化 漁業者グループが開始したイワガキ養殖については、漁協等の協力を得て、販路の拡大や生産方法の改良等を行いつつ、沿岸漁業の複合経営化を推進するため、さらにその振興を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>①燃油価格高騰対策 漁協は、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入促進を継続し、燃油高騰時の経営安定対策として活用する。</p> <p>②省燃油活動の推進 漁業者は、減速航行の徹底、定期的な船底清掃の実施による船体抵抗の低減化、集魚灯の適正利用、積載物の軽量化等の省燃油活動に取り組み、燃油消費の抑制を図る。</p> <p>③省エネ機器等の導入の検討 漁業者による省エネ機関・機器等の導入を進め、漁業経費の低減化を図る。</p> <p>④輸送経費の低減 漁協は、鮮魚運搬船の安定的・効率的な運航に努め、漁業者の輸送コスト負担の低減を図る。</p> <p>⑤生産基盤の整備・保全、環境改善 漁業者は漁協・県・町と連携して、引き続き生産基盤の整備・保全及び軽労化施設整備などの環境改善により漁業経費の削減化を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産業強化支援事業、漁業経営セーフティーネット構築事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業、水産多面的機能発揮対策事業、離島漁業再生支援交付金、漁業人材育成総合支援事業、水産業体質強化総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)、特定有人国境離島漁村支援交付金、県の担い手事業</p>

5年目(令和6年度)所得向上(基準年比)55.8%

(最終年度であり、今までの成果を検証するとともに、取組内容を見直しつつ、引き続き以下の取組を確実に実施する。)

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>①魚価、付加価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まき網漁業者は、市場における衛生管理体制と連携し、漁獲直後から魚体の冷やし込みの徹底を継続する。 ・ずわいがにかご漁業者は、資源管理の取組を継続することにより資源の回復及び漁獲量の増加に努めるとともに、ブランド化を進めている「隠岐松葉がに」の販売促進を継続する。 ・ばいかご漁業者は、統一した規格の出荷を継続し、魚価の向上を図る。 ・一本釣り漁業者は、タイ類等の中高級魚を中心とし、漁業者が鮮度保持の取組(活〆、殺菌冷海水処理、低温管理の徹底等)を全員で実施して魚価向上を図る。また、全漁業者が、発泡資材の保冷箱から高性能クーラーへ切り替える。これまでの成果を踏まえ、取組の手法を再度漁業者が確認することによりその徹底を図る。。 ・町と漁協は、漁業者と連携し県の協力の下で既存の水産加工品について、必要に応じて改善を図るとともに、水産高校や研究機関等とも連携した未利用魚を利用す
---------------------	---

	<p>る等の新たな特産品・土産品の開発に取り組み付加価値向上につなげる。新たな特産品等の開発においては、バイヤー等の意見を聴取し取り入れる。また、消費者の評価をフィードバックし、完成品として販売する。</p> <p>・町が中心となり、漁協と町内の飲食店や宿泊業者との連携を図り、水産物の観光食材への利用促進と消費拡大による魚価向上を図る。漁協は町内の飲食店や宿泊業者に地元水産物の活用を呼びかけ、時期により提供できる魚種や漁獲状況、提供可能な分量等の情報を提供していく。</p> <p>・漁業者は、漁協・町・県と連携して、シーフードショー等の商談会やしまねふるさとフェア等の集客イベントに参加する等販路拡大や誘客を図るための活動を展開する。</p> <p>②漁場の生産力維持・向上 漁業者は漁協等の協力を得て、マダイ等の種苗放流や漁場監視、海岸清掃、藻場造成等に取り組むことで、漁場環境の保全や資源の維持・増大に努める。</p> <p>③漁業就業者の確保・育成 漁協・町・県が連携し、各種の新規漁業就業者支援事業を活用することで、まき網等の乗組員や沿岸自営漁業への新規就業者漁業技術の習得やその後の定着を支援するとともに、水高生等の就業やUターン者などの受け入れに努める。</p> <p>④漁業経営の安定化 漁業者グループが開始したイワガキ養殖については、漁協等の協力を得て、販路の拡大や生産方法の改良等を行いつつ、沿岸漁業の複合経営化を推進するため、さらにその振興を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>①燃油価格高騰対策 漁協は、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入促進を継続し、燃油高騰時の経営安定対策として活用する。</p> <p>②省燃油活動の推進 漁業者は、減速航行の徹底、定期的な船底清掃の実施による船体抵抗の低減化、集魚灯の適正利用、積載物の軽量化等の省燃油活動に取り組み、燃油消費の抑制を図る。</p> <p>③省エネ機器等の導入の検討 漁業者による省エネ機関・機器等の導入を進め、漁業経費の低減化を図る。</p> <p>④輸送経費の低減 漁協は、鮮魚運搬船の安定的・効率的な運航に努め、漁業者の輸送コスト負担の低減を図る。</p> <p>⑤生産基盤の整備・保全、環境改善 漁業者は漁協・県・町と連携して、引き続き生産基盤の整備・保全及び軽労化施設整備などの環境改善により漁業経費の削減化を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産業強化支援事業、漁業経営セーフティーネット構築事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業、水産多面的機能発揮対策事業、離島漁業再生支援交付金、漁業人材育成総合支援事業、水産業体質強化総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)、特定有人国境離島漁村支援交付金、県の担い手事業</p>

※プランの実施期間が6年以上となる場合、記載欄は適宜増やすこと。

※「活用する支援措置等」欄に記載するのは国の支援措置に限らない。

(4) 関係機関との連携

取り組みの円滑な推進を図るため、行政(隠岐の島町、島根県)、JFしまね、教育機関(隠岐水産高校等)との連携を強化するとともに、島内外の流通・販売業者、宿泊・飲食店等とも、漁獲情報の提供やニーズの把握等により地元水産物の利用を促進できるよう新たな連携を結ぶ。

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上 10%以上	基準年	平成 28~30 年平均 : 漁業所得(1経営体あたり) 円
	目標年	令和6年 : 漁業所得(1経営体あたり) 円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

(3) 所得目標以外の成果目標

全水揚げの平均単価向上	基準年	令和元年度 : 105円/kg
	目標年	令和6年度 : 112円/kg

(4)上記の算出方法及びその妥当性

基準年については、平成28～30年の漁獲金額及び漁獲量の実績値の平均から平均単価を算出した。目標年については、各年のプランの取組による漁獲量及び金額の増加量・額を算出し、それらを積算した目標年の数値から算出した。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産業強化支援事業	漁業施設の機能保全
漁業経営セーフティーネット構築事業	燃油価格高騰対策
水産業成長産業化沿岸地域創出事業	漁船・漁具リース・機器等の導入事業
離島漁業再生支援交付金	種苗放流、販路拡大活動
漁業人材育成総合支援事業	新規漁業就業者確保・育成
特定有人国境離島漁村支援交付金	出荷経費（輸送費）の削減
県の担い手事業	雇用の拡大
競争力強化型機器等導入緊急対策事業	生産性の向上、省力・省コストに資する機器等の導入
水産業競争力強化金融支援事業	漁業者等が借り入れる資金について金利を助成
未定	漁港施設の機能保全、環境改善

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。

※本欄の記載により、関連施策の実施を確約するものではない。